和水町老朽危険空家等除去促進事業に係る補助金交付の流れ

	和水町老朽危険空家等除去促進事業に係る補助金交付の流れ			
	申請者	町		
1	事前調査申込書(様式第1号)の提出【添付書類】① 位置図(付近見取図)② 現況写真③ 町税等納付状況確認同意書 (様式第2号)④ 建物、敷地の登記事項証明書 ※未登記の場合は、固定資産評価証明書⑤ 除去工事同意書兼委任状 (様式第3号)⑥ 紛争等が生じた場合の誓約書 (様式第4号)⑦ 戸籍謄本等の写し ※建物、敷地の相続人全員が確認できる書類 (要綱第8条第1項関係)			
2		事前調査申込書の審査、現地調査等を行		
		い、補助対象の可否を判定する。 ・ <u>判定通知書</u> (様式第5号) の発出 (要綱第8条第2項関係)		
3	(補助対象と判定された場合) 補助金交付申請書 (様式第6号)の提出 【添付書類】 ① 判定通知書の写し ② 除去工事 見積書の写し ③ 請負業者が土木・建築・解体業の許可等を受けたことを証する書類の写し ④ 跡地管理に関する誓約書 (様式第7号) ⑤ その他町長が必要と認める書類 (要綱第9条関係)			
4		補助金交付申請書の審査を行い、補助金 交付の可否を決定する。 ・ 補助金交付決定通知書 (様式第 8 号) の発出 (要綱第 10 条関係)		
5	(補助金交付が可とされた場合) <u>工事着手届</u> (様式第9号)の提出 【添付書類】 ① 工事請負契約書の写し ② 工程表 ③ 石綿事前調査結果の写し ④ その他町長が必要と認める書類 (要綱第11条関係)	(女們为 10 不因 下)		
6	≪着工≫ 工事内容に変更が生じた場合は、速やかに 工事変更等承認申請書(様式第 10 号)を 提出 (要綱第 12 条第 1 項関係)			
<u> </u>				

	申請者	町
7		工事変更等の承認申請がなされた場合
		は、その内容を審査する。
		· <u>工事変更等承認(不承認)通知書</u> (様
		式第 11 号)の発出
		(要綱第 12 条第 2 項関係)
8	≪工事完了≫	
	補助金実績報告書 (様式第 12 号) の提出	
	【添付書類】	
	① 請求内訳書(工事実績内訳書)の写し	
	② 領収書の写し	
	③ 工事後の写真(工事写真)	
	④ 廃棄物 処分証明書類の写し	
	⑤ その他町長が必要と認める書類	
	(要綱第 13 条関係)	
9		実績報告書の審査、現地調査を行い、補
		助金額を確定する。
		· <u>補助金交付確定通知書</u> (様式第 13 号)
		の発出
		(要綱第 14 条関係)
10	補助金交付請求書 (様式第 14 号) の提出	
11	(要綱第 15 条第 1 項関係)	せいシャナナン
11		補助金の支払い (要綱第 15 条第 2 項関係)
		虚偽、不正等により補助金の交付決定を
		受け、又は要綱に違反するなど不適当と 認められるときは、交付決定の全部又は
		認められるとさは、文刊 決定の主部文は 一部を取り消す。
付		一品で取り用す。 ・ 補助金交付決定取消通知書 (様式第 15
文付決定		- <u>柵助並文刊 次定取用通知書</u> (採式第 13 号)の発出
正の		(要綱第 16 条関係)
	 補助金の返還	(外域) (
取消	既に補助金が交付されている場合であっ	
り等	て、補助金交付決定取消がなされた場合	
ग	は、当該取消しに係る額を返還しなければ	
	ならない。	
	(要綱第 16 条関係)	